

飯塚市保育士就職緊急支援金 Q & A

Q 1：この事業は、今年度限りですか。

A：保育士確保の必要性が翌年度以降もある場合、複数年の継続実施により一定の効果を得ることを目標としています。

Q 2：支援金の交付対象は

A：飯塚市内の私立保育園及び私立こども園（保育部）に常勤保育士として就職した場合に限ります。正規職員、臨時職員は問いません。

ただし、新設する保育園及びこども園は新設後 30 日を経過した場合に限ります。

Q 3：市内の公私立保育所及びこども園を退職し、別の保育所等に再就職した場合は支援金補助の対象となるのですか。

A：市内の保育所及びこども園に申請日より過去 1 年以内に飯塚市内の公私立保育所等に就職していた場合は対象となりません。

Q 4：支援金の対象施設は

A：飯塚市内の私立保育園及び私立こども園です。園の助成金がありますので、園に確認をお願いします。

Q 5：就職支援金が 120,000 円。内訳として飯塚市が 100,000 円、保育園等が 20,000 円となっていますが、保育園等が支払わなかったらどうなるのですか。

A：保育園等の支払いが条件となりますので、交付対象外となります。申請前に対象となるかどうか園へ確認をお願いします。

Q 6：認定こども園に就職した場合は保育部のみが対象となっているのですが、人事異動などで幼稚園部に異動したときはどうなるのですか。

A：認定こども園の場合は、幼稚園部は対象となりませんので返還の対象となります。保育部のみが対象となりますので 2 年間は保育部で勤務していただく必要があります。この支援金を申請する際は園に確認を取ってください。

Q 7：転居費用の補助対象経費にはどのようなものが認められますか。

A：一般的な引越し費用（引越し業者、レンタカー及びそれに要する燃料費等）が認められます。ただし、全て領収書が必要となります。

Q 8：補助金が不交付となった場合には、転居にかかる費用が全額自己負担となり、影響が大きいのですが。

A：この補助金を活用したいと希望する方は、申請や転居を行う前に、まず子育て支援課にご相談いただき、交付要件を満たしているか等を必ずご確認をして下さい。そのうえで申請されるかどうかご本人で判断していただきます。

Q 9：飯塚市に住民登録をしたまま市外に居住していた場合、転居支援の対象になるのですか。

A：住民登録は居住地で行うことが原則でありますので、転居支援の対象となりません。就職支援は対象となります。

Q 10：転入してきて就職すると最大 30 万円の補助を受けられるのですか。

A：受けられますが、転居支援は保育士として就職する目的のため転居した場合のみが対象となります。

Q 11：転入してきた時期と就職した時期が同時期でないと申請できないのか。

A：転居支援は新たに保育士として就職するために転居した場合が対象となりますので、時期がことなる場合は就職支援のみの対象となります。

Q 12：2 年以内に退職、または市外へ転出した場合は補助金を返還しなければならないのですか。

A：2 年以内に退職した場合は全額返還していただきます。市外へ転居した場合でも退職しなければ返還の対象にはなりません。

Q 13：支援金を受け取った後に病気等で 1 月 20 日以上就労ができなくなったときはどうなるのですか。

A：支援金返還の対象になります。ただし、雇用が継続しており、休業後に 1 月 20 日以上就労として職場復帰する場合は返還の対象となりません。その場合、休業期間は勤務期間の 2 年間に含まず、職場復帰後から再度算定を行います。

Q14：支援金を受け取った後に妊娠した場合はどうなるのですか。産後、復帰予定であれば返還の対象にならないのでしょうか。

A：出産後、職場復帰すれば返還の対象となりません。その場合、産前・産後休業、育児休業は勤務期間の2年間に含まず、職場復帰後から再度算定を行います。

ただし、退職した場合は返還の対象となります。